

[照会先]

厚生労働省  
群馬労働局発表  
平成26年10月28日

担 当	労働基準部賃金室
	室長 星野 兆平
	賃金指導官 松村 光代
	電話 027-210-5005

## 平成26年度群馬県特定（産業別）最低賃金改正答申について

### —— 群馬地方最低賃金審議会答申 ——

群馬地方最低賃金審議会（会長：河藤佳彦 高崎経済大学教授）は、本年8月11日に群馬労働局長から「群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」など4業種の群馬県特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問を受け、4業種についてそれぞれ群馬県特定（産業別）最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本年10月28日に群馬労働局長に対し別紙のとおり群馬県特定（産業別）最低賃金を引き上げる答申を行った。

群馬労働局では、この答申の内容について公示を行い、関係使用者及び関係労働者からの異議申出に関する諸手続きを経て、改正決定を行う予定である。

なお、群馬県最低賃金（地域別最低賃金）は、本年10月5日から、時間額721円（14円の引上げ）となっている。

## 別紙

特定最低賃金の件名	答申日	答申のあった 時間額	引上額	引上率 %
群馬県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金  (略称：製鋼・鉄素形材製造業最低賃金)	10月28日	<b>828 円</b>	<b>13 円</b>	1.60
群馬県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業最低賃金  (略称：一般機械器具製造業最低賃金)	10月28日	<b>817 円</b>	<b>13 円</b>	1.62
群馬県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  (略称：電気機械器具製造業最低賃金)	10月28日	<b>815 円</b>	<b>13 円</b>	1.62
群馬県輸送用機械器具製造業最低賃金  (略称：輸送用機械器具製造業最低賃金)	10月28日	<b>817 円</b>	<b>13 円</b>	1.62

参 考

群馬県の最低賃金額の推移（過去5年間）

特定最低賃金の件名	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
製鋼・鉄素形材製造業最低賃金	787円	795円	799円	805円	815円
一般機械器具製造業最低賃金	777円	784円	788円	794円	804円
電気機械器具製造業最低賃金	775円	782円	786円	792円	802円
輸送用機械器具製造業最低賃金	777円	784円	788円	794円	804円
群馬県最低賃金 (地域別最低賃金)	676円	688円	690円	696円	707円

群馬県内では、すべての使用者・労働者に適用される「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」のほかに、特定の産業に適用される「特定最低賃金」が設定されており、これらの産業では、群馬県最低賃金と特定最低賃金が重複して適用されますが、より金額の高い「特定最低賃金」以上の賃金を支払う必要があります。

ただし、次に掲げる者については、特定最低賃金の適用から除外され「群馬県最低賃金（地域別最低賃金）」が適用されます。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
- (4) 各特定最低賃金において定められた業務に主として従事する者（別表）

※ 「特定最低賃金」は、従来の「産業別最低賃金」が、平成20年7月1日から施行された「最低賃金法の一部を改正する法律」により名称変更となったものです。

別 表

<p>製鋼・鉄素形材製造業最低賃金</p> <p>手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行うバリ取り、選別、袋詰め、箱入れ、箱詰め、表示、検数、秤量その他これらに準ずる軽易な業務</p>
<p>一般機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務</p> <p>ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p>
<p>電気機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p>
<p>輸送用機械器具製造業最低賃金</p> <p>イ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け、組付け、はんだ付け、バリ取り、選別、袋詰め、箱入れ又は箱詰めの業務</p> <p>ロ 手作業による包装、洗浄、レットルはり、検数、秤量、部品の差し、曲げ又は切りの業務</p> <p>ハ 軽易な運搬、工具又は部品の整理その他これらに準ずる軽易な業務</p>